

装管調第15753号  
28.11.25

大臣官房会計課長  
防衛政策局運用政策課長  
人事教育局衛生官  
防衛大学校総務部会計課長  
防衛医科大学校事務局経理部経理課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部監理部会計課長  
陸上幕僚監部装備計画部装備計画課長 殿  
海上幕僚監部総務部経理課長  
海上幕僚監部装備計画部装備需品課長  
航空幕僚監部総務部会計課長  
航空幕僚監部装備計画部装備課長  
情報本部総務部会計課長  
防衛監察本部総務課長  
各地方防衛局総務部会計課長  
防衛装備庁長官官房会計官

防衛装備庁調達管理部調達企画課長  
( 公 印 省 略 )

装備品等及び役務の調達に係る指名停止の期間設定に係る基本的  
事項について (通知)

標記について、装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領の運用に係  
る基本的事項について (装管調第88号。27.10.1) 別紙第15の規定に  
基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：装備政策部装備政策課長、装備政策部装備制度管理官、プロジェクト  
管理部事業計画官、技術戦略部技術戦略課長、調達事業部需品調達官、  
各研究所総務課長 (航空装備研究所を除く。)、航空装備研究所管理  
部会計課長、先進技術推進センター企画業務室長、各試験場長

装備品等及び役務の調達に係る指名停止の期間設定に係る基本的事項について

(趣旨)

第1 この基本的事項は、装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領の運用に係る基本的事項について（装管調第88号。27.10.1）第3及び第4に基づく協議の際の統一的な処理を行うことを目的として、装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（防経装第10622号。25.8.1）（以下「通達」という。）の別表（以下「別表」という。）各項（第12項及び第13項を除く。）（以下「別表各項」という。）の措置要件の期間の範囲を適用する際に必要な事項を定めるものである。

(用語の意義)

第2 この基本的事項における用語の意義は、通達に定めるもののほか、各項で定めるところによる。

(指名停止の期間設定) (通達第8関係)

第3 通達第5及び第6の規定による指名停止の期間は、当該指名停止の対象である関係事業者が該当することとなった別表各項の措置要件の区分に応じ、同表期間の範囲の欄に定める範囲内において、当該措置要件に該当する事実についての不正又は違反の程度を考慮し、次により算出された期間を指名停止期間として適用するものとする。

- (1) 指名停止期間は、第2号及び第3号で規定する基準月及び加算月の合計から算出された月数とする。なお、防衛省から疑義の指摘又は照会を受ける前に指名停止に該当する措置要件について、自発的に申告してきた場合には、通達第8第4項の「情状を酌量すべき特別の事由」に該当するものとして、算出された指名停止期間を2で除して得た月数を当該指名停止期間から減算することとする。ただし、加算要件に第3号オに規定する事項が含まれている場合には、当該減算の月数を短縮するものとする。
- (2) 基準月は、別表各項の期間の範囲に規定される最も短期の月数又は通達第8から算定された月数の短期のいずれかの月数とする。
- (3) 加算月は、以下のアからオの加算要件について、別表の措置要件（別表第5項、第6項、第12項及び第13項を除く。）に該当する事実についての不正又は違反の程度を考慮し、必要に応じて加算要件の月数を合算した合計の月数とする。

- ア 関係事業者が指名停止に該当する措置要件を行ってきた期間の長短に応じて、0か月から4か月の範囲で加算する。
- イ 関係事業者が指名停止に該当する措置要件に対する損害賠償等の被害額の大小に応じて、0か月から2か月の範囲で加算する。
- ウ 関係事業者が指名停止に該当する措置要件を要因とする人的被害の状況に応じて、0か月から2か月の範囲で加算する。
- エ 安全保障上若しくは部隊運用上に与える影響に応じて、0か月から2か月を加算する。
- オ 過去に過大請求事案による指名停止措置を受け、その終了から1年以内に過大請求以外の事案が発覚した場合には、2か月を加算する。
- (4) 別表第5項及び第6項に該当する場合の加算要件については、以下のカからケの加算要件について、別表の措置要件に該当する事実についての不正又は違反の程度を考慮し、必要に応じて加算要件の月数を合算した合計の月数とする。
- カ 関係事業者が指名停止に該当する措置要件を行ってきた期間の長短に応じて、0か月から6か月の範囲で加算する。
- キ 関係事業者が指名停止に該当する措置要件に対する損害賠償等の被害額の大小に応じて、0か月から6か月の範囲で加算する。
- ク 関係事業者が指名停止に該当する措置要件を要因とする人的被害の状況に応じて、0か月から6か月の範囲で加算する。
- ケ 安全保障上若しくは部隊運用上に与える影響に応じて、0か月から6か月を加算する。
- コ 過去に過大請求事案による指名停止措置を受け、その終了から1年以内に過大請求以外の事案が発覚した場合には、6か月を加算する。
- (5) 指名停止の対象者である関係事業者について、例えば収賄や独占禁止法違反等を繰り返す、監督官等からの改善指導があったにも関わらず対応を怠り、結果として重大な事故等を生起させたなど、極めて悪質な事由等があると認められる場合は、第3号の規定により合算した月数に2を乗じて得たものを加算月の月数とすることができる。
- 2 前項の規定に基づき算出された指名停止の月数が、別表各項の期間の範囲に規定された最も長期の月数を超過した場合には、当該期間の範囲に規定されている最も長期の月数を適用する。

(その他)

第4 この通知に定めるもののほか、この通知の運用に当たり疑義が生じた場合には、防衛装備庁調達管理部調達企画課長と協議するものとする。